北海道内にお住まいの保護者の皆様へ

令和6年度 奨学のための給付金のお知らせ

北海道は、私立高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給します。なお、本制度は給付型奨学金制度のため、返還の必要はありません。

【注意】 <u>奨学のための給付金(授業料以外の教育費負担を軽減)は、高等学校等就学支援金(授業料の負担を軽減)とは別の制度</u>ですので、この資料に掲載しております<u>申</u> 請手続きをしないと給付金を受給することはできません。

〇対象となる世帯

・基準日の7月1日現在で、次の①~④全ての項目に該当する世帯

- ① 生徒が私立の高等学校等 及び 高等学校等専攻科に在学していること。
- ② 生徒が高等学校等就学支援金又は学び直し支援金もしくは専攻科支援金の受給資格 者であること。
- ③ 保護者(親権者)等が北海道内に住所を有していること。
- ④ 生活保護(生業扶助)受給世帯 又は 保護者等全員の道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額が非課税であること(家計急変により非課税相当となった世帯も含む)
- ※ 家計急変世帯の必要書類等の詳細については、別紙(p4)をご覧ください。
- ※ 平成26年4月1日以降、対象となる高等学校等及び高等学校等専攻科に入学した生徒が対象となります。
- ※ <u>保護者等が道外に住所を有している場合</u>は、その都府県の制度が適用されますので、申請方法等 をお住まいの都府県庁にお問い合わせください。

〇生徒1人当たりの支給額

<u>し工に「ハコにりの人間限</u>			
支給区分		支給額	
1	生活保護(生業扶助)受給世帯の高校生等 【全日制等・通信制】	年額52,600円	
	(高等学校等専攻科に通う生徒を除く)		
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が	年額52,100円	
	<mark>非課税の世帯</mark> ※1に該当する場合を除く		
0	保護者等の失職などの家計急変により収入が非課税相当に激減	家計急変の発生・申請の	
	した世帯(家計急変世帯)の高校生等	時期に応じた <mark>2の支給額</mark>	

[※]家計急変世帯の支給額の詳細は学事課HPをご覧ください。

〇申請手続

- 申請書類は、在学されている学校へ提出してください。
- ・学校から配付された申請書に次の必要書類を添付し、<u>学校の定める日までに提出</u>してください。

《必要書類》

- 1 生活保護(生業扶助)受給世帯の場合
 - ・ <u>生業扶助の措置状況</u>がわかる証明書(写し可)【別紙様式第2号又は生業扶助の措置 状況が確認できる生活保護受給証明書等】
- 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯の場合
 - ① 保護者(親権者)等全員分の「令和6年度道府県民税所得割額及び市町村民税 所得割額」が非課税であることが分かる書類(写し可)

【非課税証明書·課税証明書決定通知書・個人番号カード・個人番号が記載された住民票等など】

- ※ 個人番号がわかる書類の場合は、個人番号カード等(写)貼付台紙に添付してください。
- ※ <u>早期給付(新入生のみ対象)を希望する場合は、非課税証明書・課税証明書・決定通知書いずれかの提出が必要</u>です。(個人番号カード・個人番号が記載された住民票は不可です)

- ※ 高等学校等就学支援金の申請の際に、次のいずれかの方法で提出している場合は省略できます。
 - ・紙申請により個人番号がわかる書類(住民票・個人番号カード)を提出したことがある。
 - ·令和6年度の課税証明書または非課税証明書を提出している。
 - ·令和6年7月のオンライン申請(e-shien)で、個人番号カードを利用し、マイナポータルを経由して取得した自己の税情報を登録している。
 - →なお、オンライン申請により<u>個人番号を入力して提出</u>した場合、その保護者は非課税であることがわかる書類の提出が必要です

また、<u>所得控除の対象となっている配偶者分の証明書も必要なため、配偶者分の証明書</u>等を提出していない場合は提出が必要です。

↑ 振込先について、非常に多くのお問い合わせをいただいております。

申請した金融機関口座を忘れないようにご注意ください。

〇提出書類一覧早見表

区分	通信制·専攻科	
提出書類等	生活保護受給世帯	非課税世帯
①申請書	0	0
②-1〈生活保護〉 生活保護受給証明書	0	
②-2〈非課税〉 課税証明書等		Δ
※家計急変世帯 確認書類		*

〈記号の説明〉

- → 提出が必要(家計急変世帯を含む)
- △ → 提出が省略できる場合あり (詳細は p2 をご覧ください)
- ※ → 家計急変世帯で申請する場合は提出が必要(生活保護受給世帯及び非課税世帯は申請不可)
- ・高等学校等専攻科に通う高校生等の保護者等の場合は、上記の申請書類のほか個人対象要件証明 書の提出が必要となります。

〇支給予定日

学校を通して保護者の方に配布する支給決定通知書の裏面に記載します。

支給までの流れ

- 1 申請者(保護者等)が提出した申請書類を学校が取りまとめて北海道へ提出。
- 2 北海道が上記1の書類を受理した順に審査し、支給(不支給)決定を行う。
- 3 北海道が申請者の口座へ振込手続きを行う。
 - 口座への振込時期は、8月下旬から12月末日までの間、上記2が完了した順に行う。
- 4 上記3完了後、**学校**を通して**支給(不支給)決定通知書**を配布する。

○留意事項

次に該当する場合は、給付金支給の対象外となります。

- ・特別支援学校の高等部に在学している場合
- ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児 第 86 号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母 子生活支援施設の高校生等を除く。)が措置されている場合
- 子生活支援施設の高校生等を除く。)が措置されている場合 この給付金とその目的を同じくする北海道が実施する他の給付金(北海道アイヌ子弟高等学校 等進学奨励補助制度)による補助を受けている場合

奨学のための給付金に関するお問い合わせは、次のとおりご対応ください。

- ●提出時期、書類等に関すること
 - ⇒池上学院高等学校事務局就学支援係(TEL:011-811-5297)
- ●制度に関すること
 - ⇒北海道総務部行政局学事課修学支援係(TEL:011-204-5066)

◎家計急変世帯への支援について

〇制度概要

家計急変によって保護者等の収入が激減した世帯に対して、非課税世帯に相当すると認められた場合、 高校生等奨学給付金を支給します。

- ※ 生活保護受給世帯は対象外です。
- ※ 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯は、非課税 世帯としての申請になりますので、家計急変世帯での申請は不要です。
- ※ 非課税に相当すると認められる世帯年収見込みは、3人世帯 2,216,000 円未満、4人世帯で 2,716,000 円未満となっております。これに該当しない場合は学校にお問い合わせください。

〇支給額

- ①令和6年7月1日までに家計急変した場合(7月1日現在の状況を確認します。)
- ⇒当リーフレットp1「〇生徒一人当たりの支給額」の2(1)~(3)の支給額
- ②令和6年7月2日以降に家計急変した場合(申請した月の翌月の1日現在の状況を確認します。)
- ⇒申請した月の翌月以降の月数に応じて算定した2(1)~(3)支給額
- ※申請の時期によって支給額が変わりますので、家計急変の事由発生後、すぐに申請してください。

〇制度概要

- ① 奨学のための給付金(家計急変用)受給申請書
- ② 扶養誓約書(保護者等が扶養している全員について記載)
- ③ 家計急変の発生事由を証明する書類
- 例) 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、戸籍全部事項証明書 等
- ※ 会社作成の給与見込等がない場合は、直近3ヶ月の給与明細をご提出ください。
- ※ 税理士または公認会計士の作成した証明書類の提出が困難な個人事業主の方については、 収支見込計算書を作成し、売上や経費を記録した帳簿の写し等も添付の上、ご提出ください。
- ④ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
 - 例) 家計急変前: 課税証明書 等
 - 家計急変後:会社作成の給与見込、税理士又は公認会計士の作成した証明書類 等
- ※ 失職等により収入がない場合は「⑤家計急変後」の収入を証明する書類は不要とします。

〇家計急変の対象となる事由

- ① 被災害
- ② 保護者等の死亡・心身の著しい障害又は長期療養
- ③ 保護者等の失職 会社の倒産、解雇等による失職のほか、定年退職も対象となります。 ただし、自己都合による退職は含まれません。
- ④ その他 保護者等の離婚、育児放棄、生死不明、行方不明、新型コロナウイルス感染症による減収 等
 - ※ その他申請手続き、支給予定日等はリーフレット p1~2 に準じます。